

鎌田正純の事蹟

—『鎌田正純年譜』を中心に—

井上明文

一、はじめに

鎌田正純については、これまでまとまつた伝記もなく、その人物や事蹟については余り知られていない。

「鎌田正純」^(註1)の著者である森本樵作は、事蹟を調査するに当つて、正純の実子正夫（宮内省御歌所録事）を東京の芝に訪ねていて。そこで、正夫は正純が病死した當時わずか三歳の幼児で、父親に対する記憶がなかつたということ、さらには、正純が藩主斉彬の密命を受けて、一橋慶喜の將軍擁立などの国事に深く関与していたために、幕府の探偵が厳重

となり、そのために重要記事や往復書簡等は、正純没後焼却し、今は『鎌田家家記』^(註2)など、わずかの史料しか残っていないことを確認している。

また、東京の島津家編輯所編纂員であった市来四郎の寓居を訪問し、正純の事蹟について調査しているが、当時市来は病氣を患つており、充分な調査が出来なかつたことについても触れている。

正純に関する史料として今日わかつているものあげると、『鎌田正純日記』・『鎌田正純年譜』・『鎌田正純履歴』・『鎌田氏系図』・『鎌

田出雲書翰集』などがある。このうち『鎌田正純日記』（以下『正純日記』と略称）は、正純の事蹟を知る上で根本の史料である。『正純日記』は天保三年十二月朔日から安政五年八月二十四日までの、正純自身

の生活の記録であり、その内容は、家庭上のこと、交際のこと、或は国事に関することなど、公私を問わず多岐にわたつており、薩摩藩の城下士の生活を知るのみならず、激動する幕末期の中央及び地方の政治外交面をも窺い知ることのできる貴重な史料である。

本稿では『正純日記』を基に、関連史料の『鎌田正純年譜』および『鎌田正純履歴』の成立の過程を考察しながら、正純の事蹟を紹介してみたい。

二、鎌田正純について

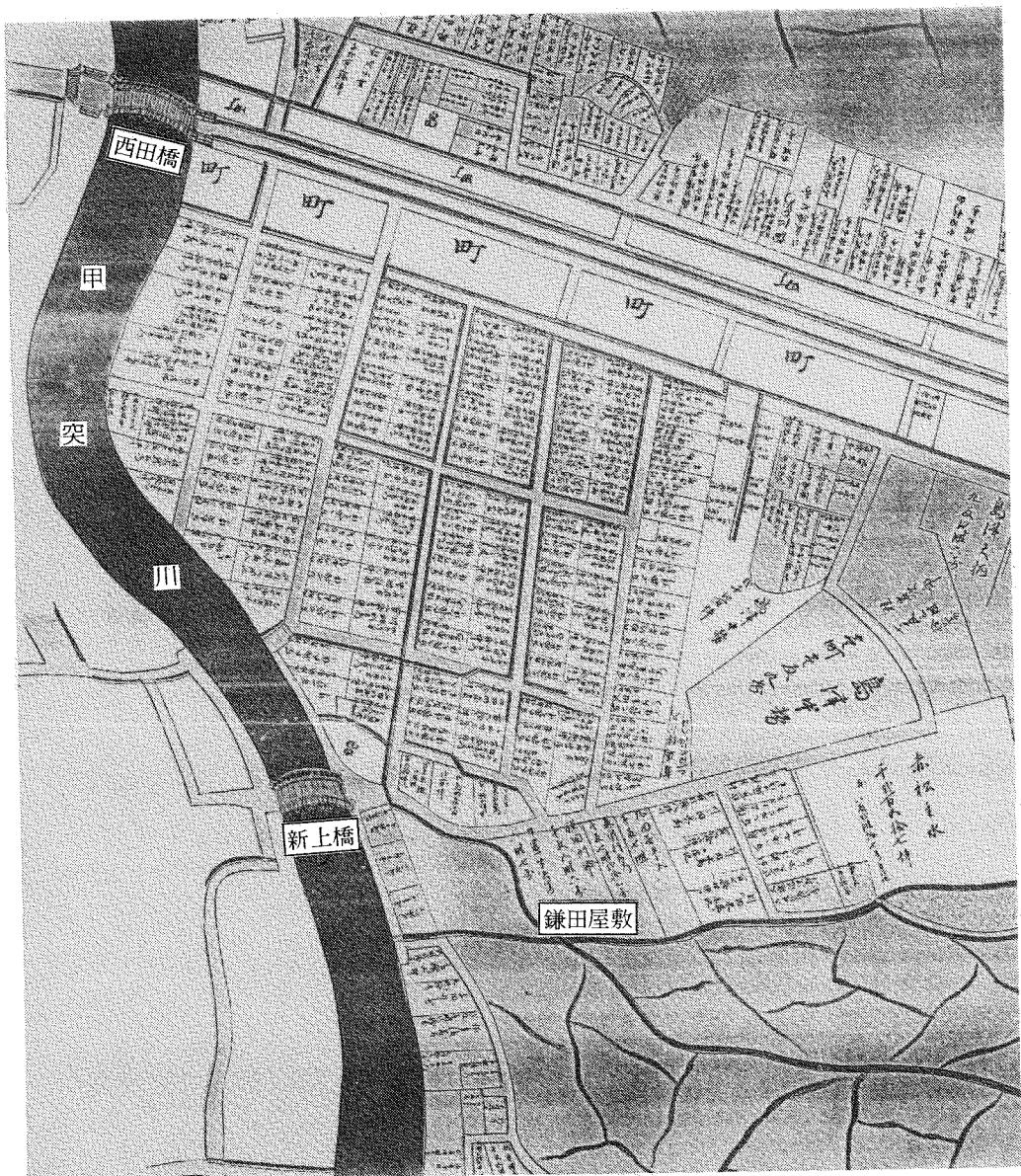
鎌田氏は藤原氏の出といわれ、相模国の住人鎌田通清を初代とする。『鎌田氏系図』^(註4)によると、四代目政佐の時島津忠久に従つて薩摩国に向

し、以来鎌田氏は島津氏の重臣として仕えている。また、鎌田家は代々「政」の字を嗣ぐべき規定であったが、島津氏より養子を迎える時に「正」の字を賜り、以来この家の当主は「正」の字を用いるようになつてゐる。^(註6)

鎌田正純は通清から数えて三十代目の当主にあたる。文化十三年（一六〇六）四月十五日に父正昌と母桂太郎兵衛久郷女^名半との嫡子として生まれ、幼名を仙千代、のち藤馬・刑部・図書・出雲と改名し、山水を号している。

『薩陽武鑑』によると、屋敷は新上橋の向側（現在の薬師町・鹿児島高校付近）にあり、家格は一所持格、石高千百二拾二石五斗五升で、当時大隅肝付郡大姶良之内南村（現在の鹿屋市南町）を領している。

若年の頃より文武に精励していた様子が『正純日記』によってわかるが、特に武術については槍剣・弓馬に熟達し、天保十年（一八三九）からは、青山善助（愚痴^{おとつ}）に師事して砲術の修業も始めている。弘化年間に英・仏艦隊が琉球に来航して通商を求めるに至って、海岸防備の必要が叫ばれ、時節柄砲術の訓練も盛んとなつた。当時正純は御小姓組番頭であつたが抜擢されて、弘化三年に異国船掛寄、同四年には海岸防禦掛兼御流儀大砲掛など、軍事上重要な仕事に関係するようになつている。嘉永元年（一八四八）、藩主斉興は、海防の必要から、海岸警備上要衝の地にある地頭職の転命を行うが、正純はこの時日当山地頭から小根占地頭に操替を



薩藩沿革地図（新上橋付近）

命ぜられる。^(註8) 同年九月二十三日には、御一門家・大身分の領主と同様に、領地の家来（南村に居住）をもつて、一隊の兵を編成することを願い出るなど、積極的に海防対策に取り組んでいる。

同年十一月江戸藩邸勤務を命ぜられると、海防論や家格制度について意見書を提出するようになり、これが斎彬の目にとまるところとなる。

『斎彬公史料』^(註9) 中に「曾テ番頭職ニテ江戸在勤中公ノ御意ニ止リ、命ヲ奉シタルモ尠カラス」とあることからも、斎彬の信任を得て重用されたことがわかる。同三年に御側御用人、同四年正月十一日にはさらに累進して大目付に昇進する。従来正純の大目付就任は斎彬が藩主になつてからとする説が定説となつてているが、斎彬の襲封は同年二月二日であることから、それはあり得ない。大目付就任に伴つて公辺他所向きは若年寄格、表向書付けなどは御家老名前をもつて取扱うよう命ぜられる。その後洋式軍艦の建造に関連して、水兵召募掛に任せられ、さらに安政二年十二月には若年寄に進み、諸事を家老の名前で処理し、月番も勤めるよう命ぜられる。以後正純が死去する安政五年十二月までの間に、役職の変動がないことから、若年寄が正純の最高位の役職と考えてよいのではないか。諸書に国老に就任したかの説があるが、これについては後述（七項参照）する。

安政四年頃から斎彬の密命を受けて、西郷吉兵衛や堀仲左衛門（伊地知貞馨）・有村俊斉（海江田信義）等と接触し、広く水戸や越前の志士とも交わり、条約勅許反対の運動^(註10)や一橋慶喜の將軍擁立に奔走するようになつたと見え、この間の出来事や交流の様子が、江戸在勤中の日記に記されている。

安政五年斎彬は井伊直弼の大老就任の動きを察して正純に帰国を命じる。^(註11) 同年七月二十一日正純は江戸を出発し、八月十九日伏見到着、ここで藩主斎彬の訃報に接することになる。同日の『正純日記』に「太守様御事、去月十六日被遊 御逝去候段承り、誠ニ当惑奉絶言語、悲歎無限候」とあることからも、その落胆ぶりがうかがわれる。

同日近衛忠熙は僧月照を介して皇居守護の密命を伝え、正純は請書を提出して九月六日に帰藩した。しかし、斎彬の死後藩論は大きく変つていた。当時国家老であった新納久仰の同年十一月十一日の『雑譜』に次のようにある。

京都清水成就院トカ申所之僧月照忍向今名鑊水ト申者、夜明御当地へ參着、則日高存龍院へ手紙差越致面会度申遣候由、存龍院ニモ内々及承候者候間、直様致面会候テ可然哉、親類之事候間田原與兵衛召呼存龍院及相談候處、與兵衛ニモ同意之事ニ付、則懇意之田中致同列、拙者ヘ内々承候上面会モ可致トシテ右次第之由承リ候、就テハ忍向事此内ヨリ段々聞得之趣モ有之、鎌田出雲殿へ差向候書状等モ有之、彼是拙者共モ甚込み入タル者ニ候間、何分厄害成者入來タル事ニ候、

（○印筆者）

斯様な藩政下で密命を果すことは出来るはずもなかつた。帰國後一度も登城することもないまま、失意の内に病勢は募り、同年十二月八日正純は享年四十三歳で没した。

これより先の十一月十六日、入薩中の月照は西郷と錦江湾に身を投じ不帰の客となつている。

三、『鎌田正純年譜』について

〔註19〕
『鎌田正純年譜』は、文化十三年四月十五日の正純の誕生から、死去する八ヶ月程前に当る安政五年三月二十五日までの正純の事蹟を編年順に記録したもので、年譜としては詳細な部類に入る。記事については『正純日記』とほぼ一致している（六項参照）が、日記に記載のない記事もかなり散見できる。また『正純日記』が天保十三年十二月から始まっていることから、それ以前の事蹟を知る上で貴重な史料である。

『鎌田正純年譜』作成の時期については、書き出し部分に「元国事鞅掌史料」の印が押してあること、また文末に「島津家編輯所」の印が押してあることなどから、明治二十一年七月、宮内省より島津・毛利・山内・徳川の四家に対し、嘉永六年（一八五三）以来明治四年（一八七一）に至るまで、旧四藩に於て国事に鞅掌した始末を調査し、向う三ヶ年間に編成するようご沙汰があつたことを受けて、この時期に作成されたものではないかと推量される。

参考までに国事史料の編纂および旧藩事蹟取調所の設置に関する達命を紹介すると次のとおりである。
〔註20〕

旧諸藩の維新前後文書史料漸く湮滅し、其事蹟明瞭ならず、或は其の観察の偏倚するもの多きを憾み、旧諸藩に於ける幕末国事史料を蒐集調査し、編纂せしめたまふの覩慮あらせられ、是の日公爵毛利元徳・同島津忠義・候爵徳川篤敬・同山内豊景に命じ、嘉永癸丑の年以來明治辛未に至るまで、其旧藩に於て国事に鞅掌せし始末を調査し、編纂せしめ、期するに三年を以てし、一箇年各々金千円を下賜して其費を補充せしめたまふ。又別に宮内省中に旧藩事蹟取調所を置き、八月二十日宮内省書記官足立正聲に命じて、此れ等旧四藩に於ける取調書類

を調査せしめ、旧諸藩に令して史料を提出せしむ、蓋し共に維新前後に於ける諸藩其の他の国事史を編纂せしめんがためなり、
〔註21〕

また、市来四郎はこのことに関連して、次のように述べている。
特に補助金御下附在らせられたる上ハ、一家の私記と違い充分に史料を收集し、事實を精確にし、完全の遍述を為さざるべからず、之を為すには一層史料の收集を便にせざるを得ずとて、東京に編集方出張所を設くる議を、忠義公に伺ひしに、尤なりとの御聞済になり、乃ち其主任を寺師氏に嘱することとなし、弘く在東京の諸家に就き、書類の借写、又は事實の問合、或は旧功者の談話筆記等を為し、時々之を県地に通送し、市来氏之を収括して、記録に資する事に致し候（以下略）
正純の実子正夫は當時宮内省御歌所寄人で、東京に在住しているから、前記のような事情のもとで、この時期に編集方出張所に正純に関する史料を提出したことが考えられる。推論ながら、これらの史料をもとに編集・校訂されたものが『鎌田正純年譜』ではなかろうか。正純に対する恩典の下賜がまだない情況下で、その請願のためにも重要な史料だったのではないかと考えられる。

四、『鎌田正純履歴』について

〔註22〕
『鎌田正純履歴』は、正純の事蹟の中から重要な出来事を特筆し、関連の史料を示しながら説明を加える形式となっている。この史料がいつ頃作成されたかについては、冒頭部の「贈正四位」の部分を除けば、文頭と文末に「島津家編輯所」の印が押してあること、さらには『公爵島津家編輯所』と印刷された原稿用紙を使用しているところから、前述の『鎌田正純年譜』とほぼ同時期に作成されたものと考えてよさそ

うである。

総理大臣宛

明治二十五年八月十七日、市来四郎は旧藩取調所において、鎌田正純の事に触れて次のように述べている。^(註23)

—前略—

右通西郷などの頭に在て、国事の難局に当りました事蹟の、瞭々たる事実であります。如此事蹟上に就て竊に冀望致します。其子孫にも何とか宋典を賜ひ、永く忠魂慰籍の特命にあらむ事を冀望に堪へませむ、既に去廿四年の夏、旧藩主は同人が王事に竭しました事蹟を具申して、特典下賜の請願を致しましたけれども、未だ何等の恩命をもないそうです。願くは速に何とか旌表の御沙汰あらんことを竊ニ冀望致します。このことから明治二十四年に旧藩主である島津忠義が、鎌田正純の特典下賜の請願を行つたことがわかる。その時の上申書の草稿と思われるものが次のものである。^(註24)

上申書

旧鹿児島藩国老故鎌田出雲

右は安政年間先帝ヨリ容易ナラサル御内旨ヲ蒙り、不幸ニシテ

未タ事ヲ遂ケス、中道ニシテ卒去致シ、然トモ当然外患内憂王

室式微ノ際、朝廷ニ於テ頗ル同人ヲ頼母敷御思食サレ、種々ノ

恩賜ニモ預リ候儀モ有之、就テハ現今宮内省属鎌田正夫ナル者

即チ其美子ニ有之候間、何ト歟特殊ノ恩遇ヲ加ヘサセラレ候様

致シ度、別紙事実書相添へ此段及上申候也、

明治二十四年六月十一日

海江田信義

文中「別紙事実書相添へ此段及上申候」とあるが、この時に提出されたと思われる関係史料は次の通りである。^(註25) (イ)略歴(ア)青蓮院宮御書翰第三号(近衛家所蔵)(イ)内藤豊後守伺書(伏見奉行職)(二)裏辻少将書牘(ホ)近衛忠懲書翰(メ)月照書翰(ト)前紙関連青蓮院宮御書翰第一号(近衛家所蔵)(ア)青蓮院宮書翰第二号(近衛家所蔵)(イ)裏辻公愛書翰(又)鎌田出雲京都御警衛御請書(原書近衛家所蔵)(イ)松平大隅守御請書(近衛家所蔵)(ア)松平大隅守近衛家へ上申書(近衛家所蔵)。この中で(イ)の『略歴』は若干の字句の相違を除けば、『鎌田正純履歴』とまつたく同一であることから、『鎌田正純履歴』は、明治二十四年六月には、その原形が出来ていたことになる。

それでは、冒頭部の「贈正四位」の記事については、どのように考えればよいのであろうか。

ここにもう一つの上申書がある。前記の上申書と内容はほぼ同じものであるが、その最後の部分に、

明治三十年 月

一 子爵 海江田信義

五 永山 盛輝

三 男爵 本田 親雄

四 子爵 岩下 方平

宮内大臣 土方久元殿

とある。^(註26) 明治二十四年の特典下賜の請願が不首尾に終つた後も、引き続き請願が行われていたことは、『旧邦秘録材料』(東京大学史料編纂所

所蔵）中に、関係の書類が散見されることによつてわかるが、右は明治三十年の時の上申書の草案と思われる。

市来四郎は前記の明治二十五年八月十七日の席上で、さらに次のように述べている。

古今共に外に忠勇を尽した者は、其名は早く顯はれます是当然の事であります。内に居たもの或は其機に先ちて困難辛苦を嘗めた者は、
名の顯はれざるものも寡からず、即ち薩摩では鎌田・内田・関・市来等が如く、事の発表さざるに先たつて竭した人は即ち誘導者で、其功又渺からぬに其功蹟湮滅せむとするも又寡からざるへくと考えます。
願くは汎く諸家方に於ても御同然に御申立ならんことを冀望致します。
尚此事に就ては追々御相談致しまして、史談会よりして其筋に上申致したいことと冀望致します。

恩典請願のために市来等が関係機関に積極的に働きかけたと思われるが、これらの努力が認められ、鎌田正純に正四位が追贈されたのは、明治三十一年七月四日のことである。^(註27)このことから『鎌田正純履歴』の冒頭部にある「贈正四位」の部分は、おそらくすでに出来上がつていた正純の履歴書に、明治三十一年七月四日以降に加筆されたものと考えるべきであろう。

さらにもう一つ正純の履歴に関する史料として『鎌田出雲略履歴』がある。内容は『鎌田正純履歴』とまったく同一であるが、その本文の終つたところに次のようにある。

明治二十五年九月

島津家編集員

別紙ニ認メ候分

寺師宗徳

右故鎌田正純略歴ハ事実確正ナルモノト認メ候
彼チ茲に証明候也

故鎌田正純男
明治二十五年九月 日 鎌田正夫印

『鎌田出雲略履歴』が明治二十五年九月に、島津家編輯員の寺師宗徳によつて作成され、その内容が事実と相違ないことを、正純の実子正夫が証明したものであり、作成の時期もはつきりしている。

以上のごとく、正純に関する履歴書が、内容はまったく同じでありながら、その名称の違いから①『鎌田正純履歴』②『略歴』③『鎌田出雲略履歴』の三種類があることがわかる。この内作成時期がほぼはつきりしているのは、②の『略歴』の明治二十四年六月十一日頃と、③の『鎌田出雲略履歴』の明治二十五年九月頃の二つである。残る①の『鎌田正純履歴』については、はつきりとした作成の時期を見い出しえないが、前出の旧藩事蹟取調所の設置に関する達命を受けて、作成されたと考えるならば、その作成の時期は、明治二十一年から二十五年頃にかけてのことになり、②③の成立の時期とほぼ同時期ということになろう。

五、『鎌田出雲書翰集』について

前述のごとく正純に関する書類は、正純が病没して後、その生前の行動によつて大いに幕府の注目するところとなり、国事に関する重要な記事、また、これに連なる贈答の書類等を、ことごとく焼却したことになつてゐる。

〔鎌田出雲書翰集〕^(註29)は、この時に難を逃れたと思われる正純の書翰など五点（写本）を収載している。なお、この書翰の原本は、桂久武の子孫にある桂巖氏（霧島町田口）が所蔵されている。

鎌田正純の生母は桂太郎兵衛の娘で、鎌田家と桂家は親戚関係にある。さらに正純の長女鼎^(註30)は桂久武（島津久風五男・桂久微の養嗣）に、安政二年十二月十七日嫁し、一二子（久嵩・輝）を儲けるが、産後に病を得て安政六年十一月十日に死去する。翌、万延元年四月二十二日、久武は鼎の妹に当る雪（三女・二女豊夭死）と再婚することになる。^(註31)『正純日記』

にも、鎌田家と桂家の交流の様子が克明に記されていることから、両家は親密な縁故関係にあり、このような関係の中で正純が桂家に対して親しく文書を取り交し、国事に関する事柄について交信したものが、これらの文書と思われる。内容から考えて安政四・五年頃のものと推量されるが、宛名と差し出し年月日が不明な点が惜しまれる。しかし、国事に奔走する正純の実際を知る上で、貴重な文書であることに変りはない。なお、桂家所蔵の正純文書に「機密留入火中」とか「内密火中」の貼紙のあることなどからも、この文書の持つ内容の重要な性を窺い知ることができよう。以下桂家所蔵文書の紹介である。

將又此節長崎助左衛門話越之義奸より問合相成、右は長崎專利心より起候内意ニ而、殊ニ同人事徒外出勝飲食之交ニ而已沈り、番頭御長屋等江入はまり別而風俗を乱候魁物ニ御座候間、右之間合は至極不同意ニ御座候得共、當分之事情彼が意ニ逆ひ候而は却而大事を誤候勢御座候ニ付、夫成ニ而差置申候間、何卒其御許ニ而可然御賢慮は有御座間敷哉、

〔貼紙〕
一内密火中

〔貼紙〕
鎌田出雲之書

高公御心願弥御成就之筋御内決之由、第一御孝道之一筋相貫き、夫故速に御運相成候との御模様誠ニ恐悦至極、乍恐御当人様御満悦は勿論之御事ニ而、年來之堅氷も一時消化いたし候御時節到来、尚更御仁政も被施安候半と重疊御同慶奉存候、然るに彼一憂を弥濃く自然御寵遇も相重ミ可申哉、右之折柄打替り候、

御相談被仰遣候而は

御許容之処極々御六ヶ敷候半歟、万之一　御異論被仰立事成就不仕候而は、又々　御国家之危難到来、一体之塞りとも可罷成、是のミ昼夜苦心之至御察情可被下候、右ニ付^(註32)蓑田等存慮之趣別紙通極内承り、無余儀趣向尤ニ御座候へ共、夫程迄御手を被尽候而も、若々　高公御不興罷成候ヘハ、最早術計尽果此涯御再興六ヶ敷、弥害を引候は案中之事御座候ニ付、尚又私ニも篤と熟慮勘弁仕候處第一御政務江不立障様速ニ御除之方御急務と存付、併余り寛大迂遠之至と尊公方御初御難事も難計候へ共、蓑田等江内話ニ及候得は何れも異論無之早々御内談申

〔鎌田出雲之文書〕

機密留入火中^(松平慶永)

別紙式通之趣、越前候御近侍之儒官橋本某より堀仲左衛門極内話承り聞出ニ而、尤私ニモ同断承候ニ付、尊公迄極内申上候、若御内聽ニ入可然との思召ニ候ハ、何様共御賢慮次第御取計被下度、

上、越呉との事御座候間、御国家開塞之境不容易機会故、愚存憚をも
不顧別而恐入候得共左ニ申上候、来春豎山被差立候付而は防公子初尊

公方より聞合之趣を以御申立相成候処

御前被聞召上、此度

御心願御成就ニ付而は勤功も有之ニ付、直様 御貶斥も被遊兼候間、
今般勤功之

御賞誉且為差立家柄旁格別之

思召を以一世独札格被 仰付、多年之勤労を御厭御伺を御免被成候旨
被 仰出度との御相談被 仰進候而は何様可有御座哉、左候ハ、乍恐
御至孝弥深く可被遊 御感候付、右聞合書

高公御覽之上ケ程迄邪曲之もの御褒賞処ニ而は無之、直ニ御役御免相

当との 思召ニ候ヘハ無此上大慶、若又 御賞譽の方 思召ニ相叶候

ハ、一往其通被 仰出候而も追而尚又御取調相成勤向中之罪状を挙

相当之御咎目御當り有之、右江隨從之奸曲者共迄夫々 御沙汰ニ被為

及候ハ、却而 御賞罰之涯も相立可申哉との愚策に御座候間難黙止

拙忠之一杯と卒示之申上様幾重ニも厚御熟慮之上、万々一御同意ニ候

ハ、宜御明弁可被下候事、

但若本文通之御処置共相成候は、京都江御昇進御礼之御使者被差

出事之由、多分奸自身相勤筋ニ而有之間敷哉との内存等數申居候

ニ付、同人江御使者被 仰付、夫より 御国許に御内用之儀有之被

差下との事候ヘハ、全心付不申却而難有可罷下と奉存候、就而ハ奸

も被召付一所ニ御除能機會歟と奉存候、将又蓑田等存慮之書面は私
迄極内為差出儀ニ御座候得共、何れも人事を尽し候儀故、別紙御覽

二不入候而は事情通兼候間相添差出申候、左様御賢存可被下候、

(貼紙)
「鍊田出雲之書
内密留火中」

別紙之趣堀・日下部兩人より内分申出候付、蓑田籠下候節為持差上賦
御座候処、豊より無故同人被引留候付見合籠在候折柄、此節上原・池
田籠下候様被仰付能都合ニ御座候、就而は池田人柄別紙通之事御座候
間、館中江被召出人物とは相見得不申、上原は常体之学者ニ而候へ共
学風之目付は宜由、併色欲ニは少々傾居候哉承及候ニ付、士道御励精
之砌ニは此涯訓導師位ニ而被召置、重く御用之儀は不相當歟と奉存候
間、毎度恐入候得共愚存之儘申上置候事、

(貼紙)
「鍊田出雲之書
一 雲上公并ニ 御台様公儀
御役人奸物一々御存知有之度、

一 雲上公來春 御出府相成候様取計候而は如何可有之哉、
但筑前候ニも同断ニいたす賦之由、

一 越前候并ニ水藩一橋公家中其外有志之人々之考、是迄之閣老方ニ而
は外夷平治之策適相立候とも、無根之木ニ枝葉を付んと欲る如くニ而
相行候事無之故、此節米使一条杯ニは一言も發候賦無之、先一橋公西
城ニ相立

御家を天下之御政事之枢要ニ立、宇和島侯抒御相談相手ニいたし、水

(伊達宗城)

老侯御後見と申如くニ而海防其外極大之事のミ被為聞、越侯・尾侯・

(鍋島齊正)

(松平慶永) (徳川慶忠)

佐賀侯抒ニ而海防軍一切ニ御引受相成、是より夷狄之御処置も相付可申、尤閣老方ハ御政事を施行候迄にて中以上之大事は上ニ而御決行有之度と申御評論御座候由、右は当分極機密ニ御申合御座候由、

(貼紙)
「安政五年鎌田出雲江戸より
在国の鳴津下總に贈りし書」

爰許西郷出立後幕府之模様大きに相変、既ニ御養君(徳川家茂)南紀江相突、愈營

〔徳川家茂〕

中何角不穩筋ニ相聞得、然折柄諸夷船追々差迫、本朝の安危此一拳に相決候機会ニ而、愚不肖之我々式きヘ安閑罷在候時節ニ無之間一向苦心仕居申候、右ニ付責而は独木卿御後見、(鍋島慶永)越侯御補佐と申様之場ニ

(鍋島慶永)

勅命降、左候而諸夷御処置は先関東江御任、仮條約通被為在

勅許候ハ、夫よりいか様共、皇威海外迄相輝候御処置相付可申哉に愚考仕、此節西郷帰府掛上京之仕宜も行々是迄之処置は都而跡越ニ罷成候間、前顯之趣為含置候ハ、自然妙策相調候儀も可有之哉ニ存候処

(伊地知貞泰)

より、堀仲左衛門は兼而心事打明ニ付有之趣申聞候處至極同意ニ而、御門切差支之廉無之、尤至而慥ニ懸念無之人物ニ御座候間、同人江篤

と申合過ル十八日出立、伏見迄西郷迎に出置申候、然處去月廿五日
西城表向御発相成尚々當外何となく不穩、其内閣老方進退も有之
実ニ不容易御時節ニ付、堀を以越藩等江極内引合候處、別紙通之形勢

相成御大老初閣老中先は恐縮之由、却而殃を転し幸となるの時運ニも難計候へ共、何分危殆差迫候儀無相違、興廢存亡策之良不良ニ相決候

事と奉存候間、極々入念御災難

君辺等江不相係様精々愚力を尽申

候、尤間部侯近々上京被

(説明)

仰出候付、此度之御使こそ叡意を十分ニ

奉貫諸夷之御処置時勢相應遠大之御良策有之

皇國之御德威ニ畏服

仕、永世御安全奉安、叡慮候様御

仕課之處千万奉祈候、右御国威相

立御処置は兔角前文通、一橋卿後

見ニ相立無之候而は速も難相調事

と奉存候、然處ニ三条卿は日下部別

(伊三郎)

而御懇命を蒙、毎々御目見も仕候

付、いか様之儀ニ而も御直ニ言上

仕候段承届候間、右密策申聞候処

厚く得心仕、竊に変名ニ而上京一

己之誠実を尽し、永世之御長策御

呑込皇國之御真政被行自然外國ニ

茂恐縮手を束ね候様、遠大之御処

置を身命を抛奉歎願度との事御座

候間時宜次第ニは同人一己之存付

之處ニ而遊歴休ニ而極密上京為仕

度候、尤尾・越并ニ土州・宇和島等

之列侯方御同論之様とも奉恐察、

自然愚意符号仕候、尤御旁様より

は此御方様を只管御頼之御様子、就中越候ニは毎々右之御伝言も承知仕君徳之御威光を以我々式迄何其恐入難有仕合奉存候、就而は時々伺越候而是間後罷成儀のミ御座候故、難默止愚行仕時宜御座候ニ付、誠ニ為差過取計いか様御不興を蒙候儀も難計、幾重ニも恐入奉存候へ共、皇國之興廢存亡ニ相掛、機会を失ひ候儀ニは難換、難事は一身ニ引受候格護ニ御座候間、右等之情実厚く御汲取被下達御内聽ニ候儀は何分共可然御計可被下候、別紙相添此段申上候、以上、

午七月三日

六、『鎌田正純年譜』の紹介

- ①『鎌田正純年譜』の体裁を損わぬ範囲で記事を簡略にした。
- ②利便性を考慮して頭部に年月日および主要記事の見出しをつけた。
- ③記事については、『正純年譜』だけにあるものには○、日記にも同一の記事がある場合は◎の記号を付して区別した。また『正純日記』等より補充した場合は△の記号を付し、記事を挿入した。
- ④『正純日記』等により修正する場合および新たに注を付す場合は()を付して原編者注と区別した。

年代	西暦	月・日	年令	事 項	記 事
文化12年 ⁽¹³⁾					
一〇〇	二五				
10·6	15				
5					
●誕生					
○母桂太郎兵衛久郷女 ^名 半、					
○名中、母同前、					

天保3年	天保2年	文政11年	文政10年	文政8年	文政7年	文政5年	文政4年
一〇〇	一三	一六	一七	一五	一四	一三	一三
正·3	8·19	正·11	10·22	9·10	11·朔	7·25	6·28
17	16	13	12		10	9	8·12
●不断光院火消		●改名(藏人)	●元服	●御連衆	●繼目御札	●妹死去	●父死去
○御家伝犬追物稽古、川上千郎左衛門へ 伝授ヲ受候様、御家老島津但馬久風ヲ 以被仰付之、		○御家伝犬追物稽古、川上千郎左衛門へ 伝授ヲ受候様、御家老島津但馬久風ヲ 以被仰付之、	○御家伝犬追物稽古、川上千郎左衛門へ 伝授ヲ受候様、御家老島津但馬久風ヲ 以被仰付之、	○于時十歳、初而 太守齊興公へ謁見、 御直元服被仰付、理髪御家老町田監物 久視、奏者赤松主人則甫、此時加冠、 藏人ト改名被仰付、	○御家伝犬追物稽古、川上千郎左衛門へ 伝授ヲ受候様、御家老島津但馬久風ヲ 以被仰付之、	○御太刀銀・馬代三種ニ荷進上、幼年ニ 付親類桂權七郎久道名代ヲ以、御家老 嶋津但馬久風ニ謁、奏者平田次郎安親 取合、且 大御隱居重豪公 御隱居齊 宣公 若君齊彬公へ、御太刀銀・馬代 御銘々進上、	○法名淨連院殿玉露妙珍大禪童女、南林 寺へ葬、
○於御書院 太守齊興公へ謁見、		○太守齊興公御厄年流鏑馬興行ニ付射手 相勤候、					○名正昌、
							○繼目被仰付、

天保7年				天保6年				天保5年				天保4年			
一 月		二 月		三 月		四 月		五 月		六 月		七 月		八 月	
11 19	4 18	4 初旬	3 下旬	2 29	8 24	正 12	正 11	正 11	正 3	8 朔	4 朔	2 11	正 11	19 18	● 詰衆
21	20	● 定火消	● 寿国寺火消	● 寿国寺火消被成御免、	● 於御書院 太守齊興公へ謁見、	● 不斷光院火消被成御免、寿国寺火消被相勤候、	● 於御書院 太守齊興公へ謁見、	● 不斷光院火消被成御免、寿国寺火消被相勤候、	● 改名 (藤馬)	○ 御家老川上久馬久芳ヲ以詰衆被仰付候	○ 依願藤馬ト改名、	○ 太守齊興公御厄年大追物張行二付射手	○ 太守齊興公御厄年大追物張行二付射手	● 詰衆	
● 離婚	● 結婚	△ 今晚は昏礼可致旨、御か様を初、親類中より被申事ニ而、無是非儀ニ候へとも其儀ニ及候、	△ 川上千十郎左衛門へ兩度之誓詞、馬術三卷之書ヲ伝授ス、	△ 今晚は昏礼可致旨、御か様を初、親類中より被申事ニ而、無是非儀ニ候へとも其儀ニ及候、	△ 川上千十郎左衛門へ兩度之誓詞、馬術三卷之書ヲ伝授ス、	△ 今晚は昏礼可致旨、御か様を初、親類中より被申事ニ而、無是非儀ニ候へとも其儀ニ及候、	△ 今晚は昏礼可致旨、御か様を初、親類中より被申事ニ而、無是非儀ニ候へとも其儀ニ及候、	● 奏者番兼務	● 当番頭	● 再婚	● 敦受、	○ 於御書院 太守齊興公へ謁見、	○ 於御書院 太守齊興公へ謁見、	○ 於御書院 太守齊興公へ謁見、	○ 和田源太兵衛剣術兩度之誓詞ニ及皆伝
● 領分南へ初而差入、	● 帰家、此時ケ条書ヲ以家中仕置之儀申渡、△ 今日拙者妻宿元へ去り帰し候、先達而田舎留守より此かた御か様へ第一不孝ニ有之、拙者事ニも色々偽を為申由承候ニ付今日去出し候、	● 日当山地頭職	● 下弓場奉行	● 定火消御免	● 奏者番兼務	● 当番頭御札	● 御太刀・馬代進上、於御前當番頭御役之御札申上、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	
○ 少将齊彬公御厄年大追物張行二付、中將齊宣公 齊彬公御観射手相勤候、	○ 三拾日ニテ赦面被仰付候、右御咎目ハ福昌寺御參詣二付御供触間違之儀有之	● 敦免	● 逼塞	● 日当山地頭職	● 下弓場奉行	● 奏者番兼務	● 当番頭御札	● 御太刀・馬代進上、於御前當番頭御役之御札申上、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	

天保11年								天保10年								天保9年											
一 月				二 月				三 月				四 月				五 月				六 月				七 月			
2 24	正 24	正 21	正 3	8 24	8 12	8 朔	6 朔	5 18	正 27	正 19	正 11	正 3	12 19	8 朔	4 6	25	24	23	22	● 和田源太兵衛剣術兩度之誓詞ニ及皆伝	○ 和田源太兵衛剣術兩度之誓詞ニ及皆伝						
● 敦免	● 逼塞	● 日当山地頭職	● 下弓場奉行	● 奏者番兼務	● 当番頭	● 再婚	● 敦受、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、																
● 青山善助天山流大炮皆伝ヲ受、	● 於御書院 太守齊興公へ謁見、	● 奏者番兼務番被成御免、	● 逼塞被仰付、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、																				
● 三拾日ニテ赦面被仰付候、右御咎目ハ福昌寺御參詣二付御供触間違之儀有之	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、	● 依願定火消被成御免、				

天保12年											
天保13年											
天保14年											
一 朧	二 酉	三 戌	四 亥	五 子	六 丑	七 寅	八 卯	九 辰	十 巳	十一 午	十二 未
4 ・ 朔	8 ・ 6	3 ・ 6	正 ・ 3	8 ・ 2	8 ・ 5	6 ・ 11	正 ・ 24	7 ・ 14	6 ・ 28	3 ・ 13	正 ・ (11)
30	29					28				27	8 ・ 21
<p>●娘出生</p> <p>●地頭職御札</p> <p>◎於御書院 太守齊興公へ謁見、</p> <p>◎御太刀・馬代進上、於 御前地頭職之御札、</p> <p>◎領分南邑へ差入、同下旬帰家、</p> <p>◎千眼寺火消被仰付、</p> <p>◎奏者番兼務再被仰付、</p> <p>◎詰衆之内老年皆勤御褒詞、</p> <p>◎名豊、母同前、</p> <p>◎一一番御小姓組番頭へ御役替、奏者番兼務是迄之通被仰付、</p> <p>◎千眼寺火消被成御免、</p> <p>◎御太刀・馬代進上、於 御前御小姓組番頭御役之御札、</p> <p>△拙者江進達掛、和田乘助江勘定小頭被仰付、</p> <p>○於御書院 太守齊興公へ謁見、</p> <p>○二女夭亡、法名桂光院殿如露幻影大禪童女、南林寺へ葬、</p> <p>○名は雪、母同前、</p> <p>○依願刑部ト改名被仰付、</p> <p>○領分南邑へ差入、同十日帰家、</p>											

弘化3年											
弘化2年											
弘化元年											
一 朧	二 酉	三 戌	四 亥	五 子	六 丑	七 寅	八 卯	九 辰	十 巳	十一 午	十二 未
8 ・ 朔	7 ・ 4	7 ・ 2			6 ・ 17	5 ・ 5	3 ・ 朔	2 ・ (22)	2 ・ 13	2 ・ 4	正 ・ 2
31											12 ・ 24
											11 ・ 15
											8 ・ 朔
<p>●閨狩御用掛</p> <p>●御廄掛</p> <p>○旧式於吉野相勤候、</p> <p>○同年依願領分南邑へ、家来之内ヨリ一所同様郡見廻役兼務申付候儀被成御免久微・御用人倉山佐太夫久籌ヲ以承知之、</p> <p>○吉野并ニ諸々御馬追御用掛被仰付、</p> <p>○吉野へ相勤候、</p> <p>○名は久、母同前、</p> <p>○當四月琉球國へ英吉利國舟并ニ仏郎西<small>(オキリス)</small>船來着、難題申掛候付、大頭御家老島津石見久浮へ被仰付、一備御預ニ付御小姓組番頭ニ而鑽奉行之場被仰付、山川迄出張、時宜次第渡海可致旨、御家老島津豊後久宝、御用人島津権五郎久馬追御用掛寄</p> <p>○宗門方掛寄</p> <p>○馬追御用掛</p> <p>○宗門方掛寄被仰付、</p> <p>○福山并ニ諸々御馬追御用掛被仰付、</p> <p>○去ル六月十七日被仰付置候琉球國へ異人</p>											

弘化4年							
(一四七)							
(9·2)		8·8		7·8		(6·21) 9·15 8·15	
32							
● 賴朝公六百五拾 年御法会御用掛付	渡來二付時宜次第渡海之儀、彼表無異 儀段申來候付、出張之儀引取被仰渡、 華尾山於御社頭御執行二付御用掛被仰付、	○來年十一月 賴朝公六百五拾年御法会 華尾山於御社頭御執行二付御用掛被仰付、	● 賴朝公六百五拾 年御法会御用掛付	○詰衆之内四年皆勤御褒詞、 ○異國船掛寄被仰付、	● 异国船掛寄	○依願分南邑玄朗寺、含粒寺末寺二而候付、 ○同日御流儀大炮掛、御小姓組番頭の方 二而被仰付、	● 海岸防禦掛 ● 御流儀大炮掛 ● 御兵具方掛寄
○同日異國船掛寄被成御免、御兵具方掛 寄之儀八是迄之通被仰付、	○同日異國船掛寄被成御免、御兵具方掛 寄之儀八是迄之通被仰付、	○同日御流儀大炮掛、御小姓組番頭の方 二而被仰付、	○同日御流儀大炮掛、御小姓組番頭の方 二而被仰付、	○同日御流儀大炮掛、御小姓組番頭の方 二而被仰付、	○同日御流儀大炮掛、御小姓組番頭の方 二而被仰付、	○同日御流儀大炮掛、御小姓組番頭の方 二而被仰付、	○同日御流儀大炮掛、御小姓組番頭の方 二而被仰付、
○領分玄朗寺、依願一所一ヶ寺同前小本 寺触頭同様免許有之、福昌寺ヨリ用頭 相良清兵衛承知之、							
○於御書院 太守齊興公へ謁見、 ○同年 琴月様・寛陽院様御位牌・私宅 位牌所へ先代ヨリ奉安置候ヲ、領分玄 朗寺へ 御遷座奉安置候付、被聞召 置度旨申出、御家老島津豊後久宝被聞 召置候旨、八月廿七日寺社奉行勤川上							

嘉永元年							
(一四八)							
正·20		正·18		正·11		12·8 10·17 10·15	
33							
● 炮術調練	● 小根占地頭所 縗替	● 御軍役掛	● 給地高取扱掛	● 御小姓組番頭之場ニテ御軍役掛被仰付、 寅年一年皆勤御褒詞、	● 同年領分隆香寺含粒寺末寺二而候付、 福昌寺直末之願申出趣有之、福昌寺末 ニは免許無之、玄朗寺末寺二免許有之 ニ当番頭御小姓組番ニ相掛、天保十三年 當番頭御小姓組番ニ相掛、天保十三年	● 同年領分隆香寺含粒寺末寺二而候付、 福昌寺直末之願申出趣有之、福昌寺末 ニは免許無之、玄朗寺末寺二免許有之 ニ当番頭御小姓組番ニ相掛、天保十三年 當番頭御小姓組番ニ相掛、天保十三年	東馬久封ヨリ承知之
○此節就 御巡見、福山牧ニヨヒテ炮術 調練被遊、御観候付、為差被差越、 左候而 御観瀬之上地頭所へ奉待上候 様、川上式部・川上龍衛同様被仰付 同二月三日ヨリ福山へ差越、同六日調	○此節就 御巡見、福山牧ニヨヒテ炮術 調練被遊、御観候付、為差被差越、 左候而 御観瀬之上地頭所へ奉待上候 様、川上式部・川上龍衛同様被仰付 同二月三日ヨリ福山へ差越、同六日調	○此節就 御巡見、福山牧ニヨヒテ炮術 調練被遊、御観候付、為差被差越、 左候而 御観瀬之上地頭所へ奉待上候 様、川上式部・川上龍衛同様被仰付 同二月三日ヨリ福山へ差越、同六日調					

9 · 29	9 · 23	8 · 19	8 · 17	7 · 18	7 · 朔	5 · 25	3 · 19	3 · 朔
●鹿府出立							練滯相済、領分南邑へ立寄、左候而 小根占へ差入、同十二日 太守様南邑 仮屋御建 十三日小根占地頭仮屋御泊 一日御滞在、同十五日 御機嫌能御立 被遊、夫ヨリ指宿之様渡海帰家、 ◎吉野井二諸々御馬追御用掛被仰付、 ●馬追御用掛	

●御下国御礼使

●御兵具方掛寄御

●母病死

免

●改名(図書)

●此節御軍役方別段被相建候付、御兵具
方掛寄之儀は被成御免、

○福山并二諸所御馬追御用掛被仰付、
○法名英昌院殿德容淨輝大姉、
○依願図書ト改名被仰付、

○江戸詰ニ付御合力高所務代銀被下候旨
御家老調所笑左衛門・御勝手方掛御用
人一階堂源太夫行三ヲ以承知之、

○同年依願御軍賦ニ付、私領同様領分南
邑ヨリ半手之人數差出候様被仰付、
○鹿府宅発足、十月十八日着坂、廿日伏
見へ着、同廿一日仙誦寺山内玄朗法印
(是十九代) 梅田政近

							嘉永2年
--	--	--	--	--	--	--	------

8 · 朔	7 · 6		閏4 · 19		閏4 · 15	閏4 · 11	閏4 · 7	2 · 28	11 · 7
-------------	-------------	--	---------------	--	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------

●御改革御取縮御用掛	●江戸屋敷着	香奨金進納、左候而京都諸所見物、同 十一月七日東武芝御屋敷へ着、
●御着城御礼使	●琉球人御用掛	○御着城御礼使ニ付、御用番松平和泉守 様其外御老闇様へ廻勤、
●御礼使勤ニ付登 城、同伴御留守居井 上逸作ヲ以、於御白書院 将軍家慶公 ・右大将家祥公へ御目見・御奏者本田 中務太輔忠民様・御老中松平伊賀守忠 優様御取合、御礼使無滯相済、	●御着城御礼使	○御着城御礼使ニ付、御用番松平和泉守 御免ニ付誓詞、
○御暇御給ニ付登 城、同伴御留守居半 田嘉藤次・御老中松平伊賀守忠優様於 桧之間御奉書被相渡、且紗綾二巻拝領 被仰付、再罷出御奏者 御取会ニテ御 札、夫ヨリ西丸へ登 城、老中久世大 和守広周様ヨリ御奉書被相渡、左候而 御本丸御老闇方へ廻勤、其後四日引続 御三家方・御三卿方・日光宮様并ニ近 親様へ不残御使者相勤、	●御改革御取縮御用掛	○御着城御礼使ニ付、御用番松平和泉守 御免ニ付誓詞、
○公方様へ 太守齊興公ヨリ御太刀献上		○公儀御目付於遠山半左衛門殿宅・駕籠

嘉永3年

三

12 ·
3 11 ·
22 11 ·
19 11 ·
18

9 ·
7 8 ·
朔 8 ·
正 ·
2

35

●御側御用人

- 為御使者登城、於大広間 御名代相勤、御老中列座、御奏者石川日向守總和様御請取、御老中へ向御礼、直ニ退座、
- ◎公方様へ 太守齊興公御太刀御獻上、
御名代之御使者相勤登城、
- ◎御太刀獻上御使者 御名代勤ニ付登城、
- ◎當御役ニ而御側御用人勤、家老島津石見久浮ヲ以被仰付之、
- 同日来亥年 御下國ノ御札使川上竜衛勤済迄は当分之通相勤月也、御目見等ハ御側御用人通被仰付、
- ◎琉人獻上物為御使者西丸へ登城、
- ◎王子初而登城ニ付、跡乗ニ而登城十九日之通、同廿六日上野參詣ニ付同様相勤候、同廿八日御老闇様廻勤、同十二月二日御三家様へ同断ニ付同様相勤候、
- ◎從公方様於御座之間御手自朱衣片衝御茶入 太守齊興公御持領ニ付、同四日御用掛被仰付、同廿八日右御札被仰

為御使者登城、於大広間 御名代相勤、御老中列座、御奏者石川日向守總和様御請取、御老中へ向御礼、直ニ退座、

嘉永4年

三

3 ·
朔 2 ·
15 2 ·
11

正 ·
11 正 ·
9 正 ·
4 正 ·
3 正 ·
2

36

●大目付へ役替

- ◎旧冬琉人參府ニ付御用掛被仰付置候、
為御褒美銀一枚拝領被仰付、
- ◎大目付へ御役替、御役料高三百石被下置、席順島津主殿次龍在候様、且此涯相詰、公邊他所向へ相掛候儀ハ若年寄格ト唱、御家老座へ致出席、御家老御用承、表向諸書附等ハ御家老名前ヲ以取扱、於御国許は御役持前之通相勤候様、御家老島津將曹久徳ヲ以被仰付之
- ◎近々 太守齊彬公 御家督之御札被仰上候節 公邊へ御目見御願被下候處
御願之通被仰渡候旨、御家老島津將曹ヲ以承知之、
- ◎太守齊彬公御家督之御札被仰上候付
◎御座之間へ 太守齊彬公御出座 御太

上候付、御獻上物御使者被仰付登城

◎太守齊興公御不參ニ付、御太刀獻上之御使者被仰付登城、

●為御名代 少将様年頭御式被遊御請、於御小書院謁見、

12	11	10	9	9	9	6	4	3
.	6	2	.	20	17	.	7	.

● 鎌倉へ代参	刀・馬代進上三而大目付御役之御礼申
● 日光宮修復御用	○ 今般 御隠居御家督二付、從 幸相齊
掛	○ 太守齊彬公日光 御宮向御修復御用被
● 鶴ヶ岡八幡宮へ代参	為蒙 仰候付、御用掛被仰付、
● 琉球產物方掛	○ 鶴ヶ岡八幡宮并ニ賴朝公・忠久公御廟
● 鹿府へ到着	所、且白旗大明神へ御代参、
● 江戸出立	○ 当正月十一日大目付へ御役替二付、御
● 琉球產物方掛	合力銀一拾四貫二百二拾五匁被下候旨
● 先般日光	御家老川上筑後ヲ以承知之、
御國許へ御用有之、急三而出立被仰付	○ 御國許へ御用有之、急三而出立被仰付
● 遠州今切・信州福島・上州碓氷乘駕二	○ 遠州今切・信州福島・上州碓氷乘駕二
而被通候儀	而被通候儀 公辺へ御伺被下、御伺之
通被仰渡候旨、御家老川上筑後久封二	通被仰渡候旨、御家老川上筑後久封二
テ承知之、	テ承知之、
● 江戸出立、同晦日伏見着掛、京都仙誦	○ 江戸出立、同晦日伏見着掛、京都仙誦
寺内玄朗法印墓所并ニ來迎院位牌へ參	(京) 依頼領分南邑へ竹木見廻式人一所同様
詣、同朔日着坂、夫ヨリ小倉へ渡海、	家来之内ヨリ申付候様、二月朔日御家
日 御目見被仰付候、	老末川近江・御勝手方御用人伊集院喜
● 琉球產物方掛	左衛門取次証文ヲ以被仰渡、
○ 先般日光 御宮御修復御用被為蒙仰	○ 同年南邑横目役二人一所同様家来之内

嘉永 6年	嘉永 5年
一 五	一 五
正 12 5	2 朔
晦 26 29	

設置	候御用掛相勤候為御褒美、從 公方様
● 南村に御製薬掛	御時服六ツ・御銀五拾枚、於 御城拝領被 仰付、
● 五女出生	○ 依頼領分南邑へ竹木見廻式人一所同様
○ 名は富、母同前、	家来之内ヨリ申付候様、二月朔日御家
○ 領分南役人郡見廻庄屋へ、一所同様御	老末川近江・御勝手方御用人伊集院喜
葉園掛・藍玉掛申付、	左衛門取次証文ヲ以被仰渡、
○ 南役人郡見廻庄屋へ、一所同様御製薬	○ 同年南邑横目役二人一所同様家来之内
掛被仰付度申出、御家老樺山伊織・御	ヨリ申付度願出趣有之、内証ニ而申付

側御用人有馬舍人二而申出通被仰付候

旨、御製葉方ヨリ用賴鎌田喜平太承知

之、

○同年、領分南通行之諸御奉公人・送入

馬・御用封持夫等、并二同所差入ノ御

奉公人野菜・薪類迄モ、家来見廻ヨリ

引受度候付、大始良宿馬人馬立并二諸

夫仕等之儀被相除度、用賴樺山弥兵衛

ヲ以願申出趣有之、同三月廿一日御家

老臺入多門・御勝手方御用人伊集院喜

左衛門取次、証文ヲ以当年ヨリ先五ヶ

年願之通被仰付候旨被仰渡候、

○同年、領分南郡見廻一人重之願役入ヲ

以申出、六月十一日御勝手方御用人伊

集院伊織取次証文ヲ以願之通被仰付候

○同年、南柵楮掛表向申付度役人ヲ以願

申出、同月同日御勝手方御用人同人ヲ

以同様被仰付候、

○同年、同所取納毛先年之通手沙汰之計

用賴ヲ以願申出、同月同日同様被仰付

候、

○同年冬、肝付表諸所 太守齊彬公御巡

見二付、十一月廿三日領分仮屋、御立

●齊彬肝付地方巡見

場相成候、左候而家来共調練之儀モ同

月廿八日於志布志諸郷一所ニ被遊 御

覗候、尤私領之儀ハ是迄不刀ニテ

目通ヘ罷出来候得共、此節ヨリ大小御

免被仰付、

○同年南役人へ宗門方掛一所同様表向申

付候儀御免被仰付度、用賴ヲ以願申出

置候處、安政元年同七年正月四日御家老島津

石見、御用人倉山作太夫ヲ以、表ハ

御免無之、内証ニ而掛申付取締嚴行

届候様、用賴代鎌田喜平太承知之、

○此内南家来之内ヨリ行司老人申付度、

用賴ヲ以願出有之、御勝手方御用人伊

集院伊膳取次証文ヲ以願之通御免被仰

付候旨、用賴代鎌田喜平太承知之、

○幼名仙千代、母同前、

○同年十二月、南柵楮掛一人ニ而は差支

候付一人重申付度、役人ヨリ用賴次書

ヲ以郡方へ相付願出趣有之、

○同三年辰正月十一日御勝手方御用人二

階堂源太夫取次証文ヲ以願之通被仰付

候旨、郡方ヨリ用賴名代鎌田伝兵衛承

知之、

安政元年	一月
40	39
4・22	2・朔

●嫡子出生

◎追々御製造被仰付候軍艦へ、水軍之兵士被召募候付掛被仰付、御家老新納駿河久仰二テ承知之。

◎御内用之儀有之候付、仕廻次第急ニ而致出府候様被仰付候旨、御家老島津下總久徴ニ而承知之、

◎今般江戸出府ニ付、御合力高所務代銀

拾八貫五百武拾五匁被下置候旨、御家老新納駿河久仰ニ而承知之、

◎鹿府出立、十一月二日豊前小倉出船、

同七日着坂、同八日伏見へ着、同十九日江戸芝御屋敷へ着、翌廿日渋谷御殿

へ罷出 御目見被仰付候、

◎同年同月廿一日ヨリ御家老座末席へ相詰、未御内用之儀何分承知不仕候、

◎同年同月廿一日ヨリ御家老座末席へ相詰、未御内用之儀何分承知不仕候、

◎若年寄へ役替、御役料高三百石被下

置、席順川上矢五太夫上罷在候様、且守衛方ニ而當詰御座之間格ニ而、於渋谷御屋敷御殿御休息、御直被仰付候

名前を以取扱、月番縁廻相勤候様、御用之間格御家老座ニヲヒテ、御家老島津後久宝ニ而承知之。

七、鎌田正純の家老就任説について

正純の家老就任説について疑問をいだくとともに、家老就任はなかつたと考える所以について述べてみたい。

安政4年
六毛

◎御合力高所務代銀武拾四貫武百武拾五匁、旧曆廿日若年寄へ役替ニ付、右当日ヨリ御法之割ヲ以被下置候旨、御家老川上筑後久封ヲ以承知之、

◎幸相様御方御用兼承り候様、御家老島津豊後久宝口達ヲ以承知之、

◎同年同日、領分夫分来年春迄年数候付一往願繼之儀於御国許用頼ヲ以願出候旨、御勝手方御家老新納駿河、御勝手方御用人伊集院伊膳取次証文ヲ以内用頼承知之候旨到来ニ而候、

◎來年春、御前様御登城ニ付、御用掛被仰付候旨、國老川上筑後久封ニ而承知之、

◎谷山へ地頭所縁被仰付、國老川上筑後久封ヲ以、江戸御用之間格ニ於

被仰付候旨、國老川上筑後久封ニ而承知之、

◎御前様御登城ニ付御供相勤候、

安政5年			
一毛			
3 25	正・ 23	9 16	4 13
43			
●谷山へ地頭所縁替			
○谷山へ地頭所縁替被仰付、國老川上筑後久封ヲ以、江戸御用之間格ニ於			
被仰付候旨、國老川上筑後久封ニ而承知之、			
○御前様御登城ニ付御供相勤候、			

前出の明治二十四年の恩典請願の上申書に「旧鹿児島藩国老故鎌田正

純」とあつたが、その他に鎌田正純の家老就任説を採つてゐる主な文献

名をあげると(イ)『鹿児島県史別巻』(鹿児島県)(ロ)『維新史』(維新史

料編纂事務局)(ハ)『維新史料綱要』(東京大学出版会)(ニ)『明治維新人

名辞典』(吉川弘文館)などがある。いずれも信憑性の高い文献である。

点から、正純の家老就任が通説となつた觀がある。しかしそうであれば

『君家累世御城代記』や『島津家本家歴代重役名』等に当然名前が出で

こなければおかしい。しかも安政五年の三月まで記録された『正純日記』

にもその記事はない。また同年三月以降正純が死去する十一月までの間

に家老就任があつたとすれば、当然鎌田家の家記等にそれに関する記事

が出てこなければならないが、それも見当らない。

それでは、いかなる理由によつて家老就任説が生まれたのであらうか。

嘉永四年正月十一日の『正純日記』に次のようにある。

今朝五時出 殿御届申出候處、於御用之間左之通被仰付候、

一、大目付

一、御役料高貳百石

鎌田図書

右之通御役替被 仰付、御役料高被下置、席順島津主殿次可

罷在候、

正月 将曹

鎌田図書

右此涯相詰候様被 仰付候、

正月 将曹

於御家老座御用之間格ニ而左之通豊後殿より承知、

右は大目附江御役替被 仰付候へ共 公辺他所向江相掛候儀
は若年寄格と唱候様被 仰付候、

正月 将曹

鎌田図書

右は大目附江御役替被 仰付、此涯相詰候様被 仰付候付、

御家老座江可致出候、左候而御家老方御用承、表向諸書附等

は御家老名前を以致取扱、於國許は御役持前之通相勤候様被

仰付、

正月 将曹

大目付就任に伴つて、公辺他所向へは若年寄格の取扱いとなり、表向の

書付などは御家老の名前をもつて、取扱うようになつてゐる。

さらに安政三年十二月二十日の『正純日記』には

今朝六ツ半早目出宅、渋谷江出 殿、於 御休息御届之間格ニ

而左之通御直ニ被 仰付候、

一、若年寄

一、御役料高貳三百石

鎌田出雲

右之通御役替被 仰付、御役料高被下置候、

十二月

右守衛方ニ而當詰被 仰付候、

十二月

追記（一部記載に誤りがありましたので修正します。）
上段8行目の「安政五年の三月まで」（誤）→「安政五年の八月まで」（正）
上段9行目の「同年三月以降」（誤）→「同年八月以降」（正）

鎌田出雲

右は当詰中御家老名前を以て取扱、月番繰廻相勤候様 仰付候、

十二月 豊後

とあり、若年寄就任に伴つて、諸事を御家老名前で処理し、月番も勤めるよう命ぜられることから、実質家老格として取扱われたと考えてよい。諸書が家老就任説を探る理由は、おそらくこの辺にあるのではなかろうか。

ところで、小牧昌業は、薩摩藩の職制について次のように述べている。

(『薩摩藩史談集』)

御家老は國より一国の政治の首脳。若年寄と申しますと、先づ余り事務は無かつたと云うことであります。御儀式に關した事などがあるので、御家老の次に座席を占めて、御家老座に同席して居りましたのであります。是は隠居家督と云ふやうなことを聞届けるとか何か、儀式に關すること、それから御家老の候補、それから旅家老と申しまして江戸詰などのときに家老の場を務める、斯う云ふ事が若年寄の職。

若年寄・大目付の職にあるものが、江戸詰の期間に限り、旅家老として大目付、是は大監察で、刑法の事から懲罰の事を取扱ふ、即ち監察の頭であります。是も旅家老を勤めることがありました。

正純の大目付就任は嘉永四年正月十一日、若年寄就任は安政二年十二

月二十日で、いずれも江戸詰の時期であることから、旅家老就任の可能性も強い。しかし旅家老は、大目付・若年寄の職にある者が就任する慣例であり、家老職の前段階の職制と考える。

以上のごとく、御家老座にあつて、表向きの書付および事務処理を、家老の名前で取り扱うようになり、しかも月番も勤めるようになつたことが、あたかも正純が正式に家老に就任したかの説を生み出す原因となつたのである。しかしあくまで若年寄が正純の最高の役職である。

八、鎌田出雲正純の墓について

安政五年十二月八日、正純は四十三歳で病没し、鎌田家の菩提寺である鹿児島城下の南林寺に葬られた。^{〔註31〕} 法名を知徳院殿南山賢明大居士といふ。^{〔註32〕} 『国史大辞典』および『明治維新人名辞典』(吉川弘文館)は、正純の墓を池之上町の福昌寺としているが、筆者はその根拠を見い出し得ない。

この南林寺墓地は、現在由緒墓など数基を残して、他は新営の墓地に移転されている。大正十三年刊行の『鹿児島市史』によると、鹿児島の市街地が狭隘になつたために、市は多年の懸案であつた魔城において、三百年来の大墓地として由緒のある松原山南林寺墓地を、大正八年四月二十五日に廢止して市街の区画に入れた。これによつて拾数万基の墓石は、大正十年十二月末日までに、それぞれ関係者の手によつて、移転を余儀なくされ、鎌田正純の墓もこの時期に、新設の市営墓地である郡元墓地(大正八年三月一日設置)に移転される。

鹿児島市役所環境衛生課斎園係の『墳墓台帳』には、東京都麻布区霞

追記 (一部記載に誤りがあり「御家老は固より」に修正します。「御家老は固より」に誤りがあり「御家老は固より」に修正します。上段10行目の「霞」が「霞」に誤りあります。) (正)



(裏面)



鎌田正純の墓（表面）

町六番に住む鎌田正棟が、大正八年に南林寺墓地より二十基を移転した記録が残っている。鎌田正棟は正夫（大正四年十二月十三日死去）の子で、鎌田家二十二代の当主にあたる。なお郡元墓地の鎌田出雲正純の墓石（二等二号用地）の背部には「鎌田正芳外二十名南林寺墓地ヨリ改合葬 大正十年八月十日 三十二代 鎌田正棟」の刻銘がみえる。現在この墓地には鎌田家二十三代正勝・二十四代正長それに三十代正純の三基の墓石だけが残っている。郡元墓地の管理をされている上之園武治氏の話によると「現在鎌田家の墓は無縁の墓として放置され、訪れる人もいない」とのことである。

本稿執筆中に大平義行氏（黎明館調査史料課）の調査により、鎌田正純の位牌が鹿屋市南町の含粒寺にあることがわかった。前述のごとく鹿屋市南町は正純の持切在（村）であり、このことに関係があると思われるが、含粒寺と正純の位牌は直接には結びつかない。

『吾平町誌』によると、含粒寺は福昌寺の末寺で吾平町の上名門前城にあつたが、廢仏毀釈によって明治の初期に廃寺となり、明治二十三年頃鹿屋市南町の玄朗寺を含粒寺と改名申請したとある。

また『寺院明細帳』によると、含粒寺の廃寺は明治一年で、同二十八



正純の位牌

年五月二十日に再興願提出、同二十九年八月二十四日復立許可、同年十一月三十日大始良南の地に含粒寺が創建されている。

含粒寺と玄朗寺との関係について、弘化四年六月二十一日の『正純日記』に

南村玄朗寺是迄含粒寺末寺ニ而候處、福昌寺直末被仰付度、用頼より寺社方へ相付奉願趣有之、左之通被仰付候、本文願之通令免許候条可申渡候、

未六月 寺社奉行

とある」とく、南村の玄朗

寺が含粒寺の末寺であり、

弘化四年六月二十一日に福

昌寺の末寺に認可されてい

る。玄朗寺が含粒寺の末寺

であることは、両者の結び

つきが密接であることを意

味し、明治二十九年玄朗寺

を含粒寺と改名し、再建す

ることについても違和感は

なかつたのであろう。含粒

寺の現在の住職である栗津

正良氏の話によると、「再

建当時は含粒寺より玄朗寺の方が、壇家数が多かつた



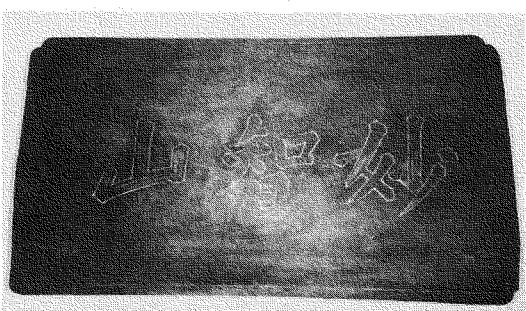
含 粒 寺

ために、玄朗寺の跡地が再建地として選ばれた」という。以来玄朗寺は含粒寺と名を改め、今日に至っていると考えられる。

『鎌田氏系図』によると、始良莊西侯村（鹿屋市南町）に鎌田氏所縁の寺として玄朗寺・隆香寺・月船寺の三寺が創建されている。玄朗寺が十九代政近・隆香寺が二十代政虎・月船寺が二十一代政富をそれぞれ祀っている。同系図中の政近の記事に「隅州始良莊西侯郷者政近之食一邑也、造一嘗妙智山玄朗寺安一置父一祖代一々之位一牌及政近之牌矣」とあるように、玄朗寺には父祖代々の位牌と政近の位牌が安置されている。また『正純日記』の弘化四年九月二日の条に、

琴月様 寛陽院様御位牌、此方位牌所江奉安置有之候を南村玄朗寺江御遷座奉安置度候付被聞召置度旨、寺社奉行江相付申出趣有之候處、去月廿七日御家老衆豈後殿被聞召置候旨、寺社奉行江相付申出趣有之候處、下ヶ、相良清兵衛被相受取候段、今 日右書付被差出候、

とある。琴月様とは島津家十八代家久のことであり、寛陽院様とは島津家十九代光久のことである。いずれもその庶子が鎌田家に入つた（二十三代正勝・二十四代正長）ことにより、鎌田家では島津家久・光久の二人の位牌を特別自宅の位牌所に祀ってきたものと思われるが、これを玄朗寺に遷座



玄朗寺の山号額

することを願い出、それが認められたということである。同じく弘化四年九月一日の『正純日記』には、南村の隆香寺（含粒寺末寺）が福昌寺の末寺を願い出た記事がみえるが、認められず玄朗寺の末寺に位置づけられている。これらのことから、鎌田家所縁の三寺の中でも玄朗寺がその中心的な寺で、島津家久・光久の位牌をはじめ、鎌田家所縁の人々の

位牌が代々安置され、地域の崇敬をあつめていたと思われる。このような背景の中で、正純の位牌も持切在にある玄朗寺に祀られ、明治二十九年以降含粒寺と改名された寺に、そのまま伝わったのではないか。

現在この含粒寺には、正純の位牌の外に「妙智山」の山号額が残つており、わずかに前進の玄朗寺の名残をとどめている。

九、おわりに

鹿児島県史料として『鎌田正純日記』を編集・刊行するに当つて、関係の史料を調査してみたが、その中で鎌田正純の人物や事蹟について紹介したものが少ないこと、加えて紹介記事の中にいくつかの疑問な点を感じたことが、本稿を書くことになった動機である。可能な限り関連の史料を調べたつもりである。

正純関係史料の『鎌田正純年譜』や『鎌田正純履歴』の成立の時期については、自分なりの推量に終始し、論理の展開において、多少無理があつたかもしれない。その他家老就任説問題や含粒寺に伝わる位牌問題なども同様で、あいまいさが残る。

また正純の墓の所在については、吉川弘文館刊行の『明治維新人名辞典』や『国史大辞典』が、池之上町の福昌寺説を探っている点を重視し、関係史料を調査したが、その根拠を見い出し得なかつた点も不安が残る。

先学諸氏の御教示・御叱正をいただければ幸いである。

最後に、本稿作成に際し、貴重な情報および史料の提供をいただいた川畑利久氏（郷土史研究家）および学兄大平義行氏に対し深謝の意を表する次第である。

註

- (1) 森本樵作「鎌田正純」『史学界』三卷七号・九号、明治二十四年
(2) 『石室秘稿』に収載（国立国会図書館所蔵）
(3) 鹿児島県史料『鎌田正純日記』（平成元年）の解題（芳即正氏）
に詳しい。

東京大学史料編纂所所蔵。鹿児島県史料『鎌田正純日記』に所収。
一頁～三二頁

鎌田家二十三代正勝・二十四代正長

(1) オおよび『石室秘稿』（鎌田正純蒙姓字及正純死去年月）

鹿児島県史料『鎌田正純日記』天保十年四月二十一日、七四一頁

『鎌田正純日記』嘉永元年正月十一日

『鎌田正純日記』嘉永元年九月二十三日、

口上覚

私持切在大始良南村之義は、先祖代忠勤之御取証を以一所同前挙領被仰付、家来共召抱忠義肝要候之旨蒙仰、其砌より家来共召移相応え人体相及候、尤処諸郷私領共御軍賦被仰渡、調練等被仰付候付而は、右在内ニ而半手程之人数差出候義隨分相調候付、家来共ニも先祖代之由緒ニ基キ精々御軍役相勤度願意ニ御座候間、持切在之

義ニは御座候へ共、私領同様援兵等差出候様被仰付被下度、左様御座候ハ、私は勿論家来共迄も一統難有奉存、一涯御奉公仕度奉願候此旨被仰上可被下義奉頼候、以上、

九月十六日

鎌田図書

(10) 市来四郎『石室秘稿』八(東京大学史料編纂所所蔵)

鹿児島県史料『齊彬公史料』第三卷、昭和五十八年、七六四頁

『国史大辞典』・『明治維新人名辞典』(吉川弘文館)

『明治天皇紀』第一(吉川弘文館)一四四頁

『鎌田正純日記』安政五年七月十三日

鹿児島県史料『齊彬公史料』第三卷、二三三頁

夷国一条二付、関東之处置何共不得其意事共ニテ、今般被仰遣候御次第モ在之、若異変之儀在之候テハ、全体朝廷甚御手薄之御事故自然火急ノ節ハ警衛如何ト心痛ニ不堪候、外夷モ近海へ來儀モ難計何卒急々極密之手当等有之、朝廷火急非常之警衛等相頼度、其御家格之由緒辺ヲ以、其方へ密々頼入候儘、不目立様急々其計在之候様分テ頼入候也

八月十一日

忠済

鎌田出雲ドノヘ

(16) 鹿児島県史料『齊彬公史料』第二卷、三四九頁

方今内憂外患至テ不容易御時節ニ付、極密之事件蒙御内命、誠ニ以テ武門之冥加難有仕合乍恐感佩奉畏候、万一非常御到来之節ハ、

朝廷御警衛向ハ勿論、殊更尊殿ニハ別段之御由緒柄ニ付、御為筋之儀必死ヲ尽、精忠相励度格護ニ御座候間、内外嫌疑無之様平常勘

弁ヲ加ヘ、急々穩便ニ手当仕不被在御配慮、御威光相立候様、尚三位(齊興)トノ江毛遂披露、聊無手抜様仕度、先不取敢此段乍恐御受奉申上候、以上、

八月廿日

鎌田出雲

鹿児島県史料『新納久仰雜譜二』昭和六十二年、四五五頁

同右『齊彬公史料』第三卷、二三三頁

『齊彬公史料』第三卷、三五九頁に所収

『明治天皇紀』第七、(吉川弘文館)一〇五頁

鹿児島県史料『忠義公史料』第七卷、昭和五十五年、市来四郎翁之伝記(附録)九〇八頁

東京大学史料編纂所所蔵、鹿児島県史料『齊彬公史料』第二卷に所収、三五三頁

『史談会速記録』二十六輯(史談会)明治二十八年、二三三頁

『旧邦秘録材料』安政五年(東京大学史料編纂所所蔵)

『旧邦秘録材料』安政五年、『故鎌田出雲履歴』(尚古集成館所蔵)
に所収。

(24)に同じ

『官報』第四五〇三号、明治三十一年七月五日

鹿児島県史料『齊彬公史料』第三卷に所収、三五三頁

東京大学史料編纂所所蔵

『桂久武履歴』(桂巖氏所蔵)

鹿児島県史料『齊彬公史料』第二卷、三五〇頁

(31)に同じ